

生駒市規則第 25 号

生駒市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 26 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 生駒市自転車駐車場条例施行規則（平成 5 年 3 月生駒市規則第 12 号）

の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「生駒駅前自転車駐車場」を「生駒駅南自転車駐車場」に、
生駒駅南自転車駐車場」

「生駒駅前第 2 自転車駐車場」	「生駒駅前自転車駐車場」
生駒駅北自転車駐車場	生駒駅前第 2 自転車駐車場
谷田自転車駐車場	生駒駅北自転車駐車場
谷田第 2 自転車駐車場	を
谷田第 3 自転車駐車場」	谷田自転車駐車場
	に改める。
	谷田第 2 自転車駐車場
	谷田第 3 自転車駐車場」

第 5 条ただし書中「ただし」の次に「、生駒駅前自転車駐車場」を加える。

第 2 条 生駒市自転車駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次のとおり」を「午前 0 時から翌日の午前 0 時まで」に改め、同条の表を削る。

第 4 条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項の規定にかかわらず、駐車機器が設置されている駐車場の一時利用者」を「駐車場を一時利用しようとする者」に、「利用料金」を「条例第 6 条に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同項を同条とする。

第5条を削る。

第6条第1項中「様式第3号」を「様式第1号」に改め、同条第3項中「様式第4号」を「様式第2号」に、「様式第5号」を「様式第3号」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「様式第6号」を「様式第4号」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「様式第7号」を「様式第5号」に改め、同条を第7条とする。

第9条第2項中「様式第8号」を「様式第6号」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附則第3項を削る。

様式第1号及び様式第2号を削る。

様式第3号中「第6条」を「第5条」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第4号中「第6条」を「第5条」に、

「2 入退場は、午前6時30分から午後10時30分までに行ってください。

3 本券を紛失したときは、届け出てください。

4 本券は、有効期間以外は、利用できません。

5 利用される自転車等には、必ず車体の前面の見やすい所にステッカーをはり付けてください。」

6 駐車場内での自転車等の盗難、破損その他利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、一切補償の責任を負いません。

7 自転車等には、必ず施錠してください。」

「2 本券を紛失したときは、届け出てください。

3 本券は、有効期間以外は、利用できません。

4 利用される自転車等には、必ず車体の前面の見やすい所にステッカーをはり付けてください。」

5 駐車場内での自転車等の盗難、破損その他利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、一切補償の責任を負いません。

6 自転車等には、必ず施錠してください。」

に改め、同様式を様式第2

号とする。

様式第 5 号中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、同様式を様式第 3 号とする。

様式第 6 号中「第 7 条」を「第 6 条」に改め、同様式を様式第 4 号とする。

様式第 7 号中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同様式を様式第 5 号とする。

様式第 8 号中「第 9 条」を「第 8 条」に改め、同様式を様式第 6 号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 9 月 4 日から施行する。ただし、第 2 条並びに次項及び附則第 3 項の規定は、同月 1 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の生駒市自転車駐車場条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている様式は、第 2 条の規定による改正後の生駒市自転車駐車場条例施行規則の規定により提出された様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。